

分野	5 運輸関係 (10)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会		
項目	無人貸出返却を前提としたITS技術を用いた車両共同利用システムの処理の緩和				
意見・要望等の内容	<p>【現状】レンタカー貸出時に免許証の提示が必要。</p> <p>【要望内容】会員制システムは、レンタカー関連事業法等の範囲外とする。会員登録時に確認のみで可能とし、約款は車両内装備で可能とする。必要時にナビゲーション等に表示できるようにする。</p>				
関係法令	道路運送法第80条第2項	共管	なし		
制度の概要	自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>レンタカー事業は、自動車運送事業の経営類似行為の防止や道路運送の健全な発達等の観点から、国土交通大臣の許可に係らしめ、免許証の提示による貸渡し状況の記録や貸渡約款の掲示等を義務付けているところである。このため、業として有償で自家用自動車を貸し渡す以上、道路運送法による許可が必要であり、当該要望を措置することは困難である。</p> <p>なお、車両共同利用システムについては、現在のところ運用実験事業の運営において様々な事業形態及び車両使用形態等が想定されていることから、実用化される具体的な方式に応じて必要な規制を判断することになると考えている。</p>					
担当局課室名	自動車交通局旅客課 (連絡先) 03-5253-8569				

分野	5. 運輸 (10)その他	意見・要望提出者	
項目	自賠責保険の政府再保険の廃止		
意見・要望等の内容	自賠責保険の政府再保険の廃止を廃止すべきである。		
関係法令	自動車損害賠償保障法第40条	共管	金融庁
制度の概要	国は保険会社等が受け付けた自賠責保険の保険料の6割を再保険をしている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(10) 自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>平成12年12月26日の「今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会」において、政府再保険の廃止の前提となる5条件についての検討を行い、報告書を取りまとめた。</p> <p>報告書の提言に基づき、政府再保険の廃止、被害者保護の充実等について必要な措置を講ずる予定。</p>			
担当局課室名	自動車交通局保障課 (連絡先) 03-5253-8577		

分野	5. 運輸 (10)その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	自賠責保険の加入期日の延長			
意見・要望等の内容	自賠責保険の加入期日の延長 車検対象自動車の継続検査時における自賠責保険の先日付契約の斟酌期間を1ヶ月以内から2ヶ月以内にする事。			
関係法令	自動車損害賠償保障法	共管	金融庁	
制度の概要	車検対象自動車の継続検査時の先日付契約は、始期前1ヶ月以内の契約でなければ保険会社等はこれを拒絶できる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 自動車損害賠償法施行令第11条第4項は、強制保険として保険会社等に引受け義務を課している自賠責保険について、保険会社等が引受けを拒絶することができる理由を定めており、保険の契約の申し込み日から終了日まで車検の有効期間に1ヶ月を加えた期間を超えた契約は拒絶できるとしたものであり、このような契約を締結することを妨げるものではない。したがって、契約の始期2ヶ月前に先日付契約を行うかどうかは一義的には保険会社等の判断によるものである。				
担当局課室名	自動車交通局保障課 (連絡先) 03-5253-8577			